

1 日 時 令和2年(2020年)9月16日(水) 9時30分～11時30分

2 場 所 十勝総合振興局 3階講堂

3 出席者 以下のとおり

(1) 委員及び特別委員

部会長 小林 聖恵 (帯広大谷短期大学准教授)
特別委員 鈴木 恵子 (鈴木徹建築設計室 一級建築士)
特別委員 富山 和也 (北見工業大学准教授)
特別委員 金子 ゆかり (榎金子設計事務所 一級建築士)
特別委員 植松 秀訓 ((一社)帯広観光コンベンション協会 専務理事)

(2) 事務局

十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課長 中上 貴恵
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係長 山口 将司
十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事 庄司 将己
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 青木 鐘三
オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課 商工労働係主事 岡部 光

4 傍聴者 なし

5 審議事項

- ・ 「ツルハドラッグ北見南町店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について
- ・ 「みなみ野ショッピングセンター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について

6 議事要旨

(1) 「ツルハドラッグ北見南町店」(北見市)の現状に係る報告を行った。

(2) 「ツルハドラッグ北見南町店」(北見市)の法第5条第1項(新設)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

○ 誘導員について

- ・ 出入口④と⑤については、入った先が従業員駐車場だが、ここに誘導員を配置するのか。

オープンや大規模な催事の際には、交通安全と来客自動車の円滑な誘導を図るため、6を上限として、適切な出入口に交通整理員を配置することを確認。

○ 未定小売店舗について

- ・ 現在小売業者が未定となっている建物に入居するテナントが決定した場合、駐車場スペースの位置が変わることがあるか。

現時点ではテナントが未定のため、既存施設をどのように利用するかは一般的な「想定」で計画。テナントが決定後、その店舗の運営計画を踏まえ再度駐車マスの配列等を含め再検討、結果として施設の運営方法に変更が発生する場合(開店・閉店時刻、駐車場の利用時間帯、駐車場の収容台数等)は、大規模小売店舗立地法に基づき、変更の届出を行うことを確認。

- ・ 未定の小売店舗には、車椅子など、配慮が必要な方向への駐車スペースはないのか。
(店舗前であると出入口⑥から近く危険に感じる)

未定テナントの既存建物は店内への入口が北(出入口⑥側)と東(ツルハ側)及び西と3箇所ある。テナントが確定後にメインの入口が決定するため、その際に安全が確保できる位置に思いやり駐車マスを設定することを確認。

○ 駐車場について

- ・ 駐車マスの54番、55番の場所に、看板の支柱があって、1台しか止められないように思えるが、2台駐車は可能か。

看板の基礎が当初予定より大きくなったため、54及び55番駐車マス、7及び8番駐車マスは

それぞれ1台の駐車マスになるため、従業員用駐車場2台分を来店者向に解放することを確認。

- 出入口⑥について
 - ・右折入庫禁止の考え方について

右折入庫禁止を周知するため、通常ツルハドラッグで設置している看板よりも大きい看板に「右折入庫禁止」「学童注意」の表示をし、運転者から確認しやすい表示とし、加えて繁忙時には交通整理員により右折入庫禁止を案内してその定着を図ること、万一、右折入庫による事故などが発生するような場合には、出入口を遠くから見えるようなバリカーで塞ぐなどの一時閉鎖等を行い、安全対策について再検討を行うことを確認。

右折入庫禁止とした経緯は、「北見警察署」との協議における意見によるもの。道警本部との協議では「南大通りは片側2車線道路だが、交通量は多くないので、右折入庫しても大きな支障はないのではないか」との意見もあったが、最終的には地元警察署の意見を踏まえ決定した。（※届出書18ページ参照。店舗北側の交差点で南大通から右折する自動車は、1時間あたり942台まで交通に支障がない）

中央分離帯が無い道路の場合、ほとんどの場合右折入庫禁止の表示で対応しており、警察協議において「多くのドライバーは表示を守るため表示の効果はある」との意見をいただいたところ。

- 出入口④について
 - ・交差点からの距離が近いが、離すことはできるか。

駐車場法で定められている交差点からの距離5mを満たしているため、十分な距離が確保されていると考えている。出入口幅は8mあるので交差点から出入口までの距離をより確保するため、敷地内部側にバリカーを設置することも可能だが、その場合出入口の幅が減少し、荷さばき車両を含めた通行車両の危険性が増すことが考えられるため、安全性の観点から現状維持が望ましいと考えていることを確認。

- 荷さばき施設利用車両について
 - ・荷さばき施設を利用する車両にバックモニター装備を徹底できるか。

店舗側から契約業者に対して、使用する車両について店舗の立地等に合わせて指示を行っている。改めて、バックモニターを装備した車両の使用についても依頼を行い徹底していくことを確認。（業者への指示の例：商店街内の店舗の場合は、小さい車両を使用 等）

- 光害への配慮について
 - ・南側の川沿いには公園があるが、光害への配慮はあるか。

外部照明は、店舗営業終了後は速やかに消灯すること、駐車場照明は敷地外に漏れることがないように向きや光量に配慮して設置すること、また遠方に向けて光を発するような投光器は設置しないことを確認。

- 廃棄物等保管施設について
 - ・未定物販店舗の廃棄物等保管施設は屋内設置ということで間違いないか。

未定テナントの廃棄物等保管施設は店舗裏屋外に設置予定。但しテナント決定後に変更する可能性はある。

ツルハドラッグの廃棄物等保管施設は屋内に設けること、店舗からは若干の生ゴミ等が発生する可能性はあるが屋内の施設に密閉して保管する。

イ 質疑・確認

（部会長）

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

（A 委員）

駐車場の利用時間が、6:30～24:30までとなっているが、職員の方が利用する時間帯も含まれるのか。騒音は排気音が大きいと説明いただいたが24時間稼働しているものなのか。

(事務局)

駐車場の利用時間帯はお客様が利用される時間である。
排気音については届出書P32に記載がある。排気①から③が朝6時から夜0時まで使用、排気④は24時間動く機械である。

(B委員)

出入口⑥について、北見警察署は右折入庫禁止、道警は右折入庫しても差し支えないとのことだが、北見警察署の意見を採用とのこと、どの見解を採用するものなのか。

(事務局)

警察協議の経緯は、まず北見警察署に協議へ伺い、右折入庫禁止とする旨の意見をいただき、持ち帰って検討し禁止とすることを決定。その後道警本部へ説明に伺った際に右折入庫禁止としなくても良いのではないかとのお話も出たが、北見警察署が右折入庫禁止との意見が出ているのであれば道警本部としても同意見という結論であった。警察意見としては統一されている。

(部会長)

荷捌き施設におけるバックモニターの件、事後の確認についても行っていただければ間違いないと思うのでよろしくお願ひしたい。
他に発言はないか。なければ「ツルハドラッグ北見南町店」の新設の届出については「意見なし」とし別紙のとおり答申することでお願ひしたい。

(委員全員)

異議なし

(部会長)

それでは別紙のとおり答申することを決定する。

(3) 「みなみ野ショッピングセンター」(帯広市)の法第6条第2項(変更)の届出について、事務局より、案件概要及び事務的説明における確認事項の説明を行った後、次の質疑、発言があった。

ア 事務的説明における確認事項

- 等価騒音レベルの予測地点の予測位置が異なっている(届出書P43, 44、予測地点4)。この予測位置の考え方について。

市道74号線を挟んだ地点の影響は、ダイイチ棟より発生する騒音に最も影響を受けることとなるが、同店の営業時間は午後9時45分までで、夜間午後10時以降は空調機が稼働せず、荷捌き作業や搬出入車両も発生しないことから、昼間は大きな騒音発生源である室外機②③及び荷捌き施設①の影響を受ける地点で予測し、夜間は冷凍機の影響を受ける地点を予測地点としたことを確認。

※(事務局補足) 大店立地法指針では「原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地又は立地可能な住居等の屋外」となっていることを説明。

- 出入口②付近は道路が交錯していて渋滞の可能性があるのではないかと。右折出庫禁止となっているが右折入庫も禁止した方がよいのではないかと。ピーク時間は休日12時～13時で交通量調査を行っているが、平日の出勤時間帯が交通量が多いと感じる。このピーク時間の考え方について

出入口②は交差点に近いことから出庫自動車による滞留や事故を防止するため右折出庫をしないよう案内することとしている(道警本部との協議における指摘事項)。

一般的に交通量は平日(特に5日・10日の月曜日)の朝の通勤時間帯が最も多くなるが、大規模小売店舗の来客は休日午後に多くなる傾向のため、事前の交通量調査は休日を実施し、その日のピーク時間帯の交通量を把握することを目的としているもの。

出入口②が面する道道八千代帯広線は片側2車線の道道だが、交通量調査結果ではピーク1時間あたりの往復交通量は920台/時、届出書添付の「交通対策に関する検討」で計画店舗周辺の交通量で検証したとおり、出入口②で右折入庫すると予測される来客自動車は最大65台/時(約1

台/分)で、これを妨げる対抗優先交通は538台/時(約9台/分)と多くはないため、右折待ち車両の渋滞は生じないと予測していること、また片側2車線道路であり、瞬間的に右折待ち自動車があっても、後続車両が渋滞する確率は低いと考えていることを確認。

現時点において、これまで出入口②の右折入庫に係る安全を脅かす事案の発生報告はないが、万一右折入庫により混雑や安全に問題生じるような場合は、右折入庫禁止の案内を行う等の対策を行うことを検討する。

○ 出入口④の右折入庫禁止等の看板の設置位置について

看板は出入口④付近(店舗敷地内)に設置することを確認。

現在の店舗では、弥生新道を北方面から来店されるお客様の多くは、八千代帯広線の出入口①及び出入口②を利用されることが多く、弥生新道と八千代帯広線との交差点から遠い出入口④は今後も利用が少ないと考えているが、出入口④に右折入庫禁止の表示や開店時や売り出し時の交通整理員の配置等により、出入口①及び出入口②からの入庫の定着を図ることを確認。

出入口④部分には東側から市道が交差しているが、この市道を利用される方は概ね西18条南39丁目ブロックの方々に、交通量も少なく、万が一出入口④に直進で入庫していただいても混雑等の障害は発生しないと考えている。

○ 出入口⑥は、信号手前にあり混雑が懸念される。

信号機は歩行者用の手押し式信号機で、出入口⑥は横断歩道から10m離れており安全性は確保されているものと考えている。出入口⑥が面する弥生新道は片側2車線の道路だが、ピーク時の往復交通量は673台/時、北進する車両は372台/時(約6台/分)ピーク時の入出庫台数は31台/時(入庫17台・出庫14台)と多くないことから、混雑は生じないものと判断。

○ 出入口⑤について、搬入車両と来店車の動線が一緒である。安全対策に関する考え方について。

出入口⑤は来客自動車と荷捌き車両が共用するので、安全確認や安全誘導に充分留意して運用する。出入口⑤は、大型車両が円滑に出入りできるよう、有効幅が9.6mと他出入口(8m)より広く設定している、更にダイイチの荷捌き施設はトラックの後部が建物内部に入れるように天井が高く、大型車両3台がゆったりと荷捌き出来るスペースを確保している。これまでも安全に運用してきているが、今後も事故がないよう店舗社員や運送業者とともに安全に配慮して運用していくことを確認。

○ 店舗と駐車場の間の段差の有無および段差の解消方法について

店舗入口周辺の歩行者帯部分は駐車場と歩道の段差がないよう擦付けの構造とすることを確認。

○ 従業員用駐車場が変更前と比べて大きく減少するが問題ないのか。

従業員駐車場の利用は、現状30台程度の利用、変更後も73台(冬季堆雪場所含)準備することから不足することはない、ことを確認。

現店舗では、駐車台数に十分な余裕があったため(指針による必要駐車台数91台・171台設置)、敷地形状の区切りの良い位置で区分し、通常利用頻度の高い駐車マスの部分を来客用駐車場とし店舗から遠く使用頻度が低い部分を従業員用として届出したもの。

イ 質疑・確認

(部会長)

委員の皆様から何かご質問やご意見はあるか。

(A委員)

駐車場の間にスロープの通路があってツルハからダイイチの方に登っていくようになっている。大きな敷地内に高低差があって場所によってはフラットになっている部分もあると思うが、どのような構造で高低差を解消しているのか。駐車場内に傾斜があるのか。安全上支障がないように設計されていると思うが、写真だけでは判らなかったので教えて欲しい。駐車場と店舗の間には

段差はないのか。

(事務局)

店舗の部分についてはダイイチ棟とツルハ棟では高低差がある。階段があり大凡10段程度、2メートル程度ある。その解消のためスロープを設置。駐車場については緩やかに勾配がつけられており、段差等はなく行き来が可能であった。また、ダイイチ棟の店舗前駐車場と店舗には大きな段差はない状況。

(A 委員)

周辺道路に勾配がついているということか。

(事務局)

現地確認をした結果では弥生新道は平坦道路、道道八千代帯広線もダイイチ棟側から若干下っているように感じたが、ほとんど感じなかった。

ダイイチ棟とツルハ棟の2メートル程度の高低差は敷地が広いことから、広い駐車場で緩やかに解消されている。

(部会長)

周辺は感覚的には勾配はほとんど感じられない。

(C 委員)

大雨などで低い方に浸水するなどのことはなかったか。

(事務局)

そのような話は聞いていない。

(部会長)

駐車場中央のスロープはかなり長いように見える

(事務局)

見た目としては長めに作られているように感じたが、その分勾配は緩やかであった。

(C 委員)

スロープ部分は、図面上では三角の形状になっているが何のために作られているものか。

(B 委員)

子供達が遊べるように遊具がおいてあり、その回りにスロープの通路がある形態。

出入口④については、安全対策上右折入庫禁止にしたと思うが、交通量等考えると右折入庫にする必要があるのかと感じた。

(D 委員)

今まで右折入庫禁止としていなかったとすれば、手前まで来て禁止の看板があって戸惑う車両が出てくるのではないか。

(事務局)

ご指摘の出入口④を右折入庫する可能性があるのは北側からの来店車。これまでは手前の交差点を右折し出入口①②から入庫しているケースが多いとのことでこれまでの来店客はそのような動線になると考えている。ツルハ棟が出来たことによって出入口④から右折入庫を試みる車両がどの程度増えるかということであるが多くはないと判断しており、看板の設置や開店時の誘導員の配置等により定着を図ることとしている。

(C 委員)

出入口⑥付近の計画予定地については、駐車マスなど切られていないことから、来店車が自由に走行できてしまうので安全対策に留意が必要と感じた。

(事務局)

今の意見については事業者側にお伝えさせていただく。

(D 委員)

出入口②の部分の右折入庫については説明いただいたところだが、街路樹等で見通しが悪くならないように留意願いたい。

(事務局)

以前の審議案件で指摘いただいた点であるが、道道の街路樹の管理については車道側 4 m、歩道側 2.5m の高さで枝を落とす、道路管理者による定期巡回による管理と事業者側から視界不良等の通報があれば即対応する旨確認をさせていただいているので同様の運用となると認識。

(A 委員)

ダイイチの敷地内には駐車場内に樹木などが植えられている。街並み作りなどを考えると植えっぱなしではなく定期的に手入れを行っていただければと考える。

(事務局)

今の意見については事業者側にお伝えさせていただく。

(4) 事務局から、次回の部会開催予定について連絡を行った。

7 議事録の公開

報告事項は非公開とする

(平成 17 年 6 月 2 日北海道大規模小売店舗立地審議会制定「北海道大規模小売店舗立地審議会における情報公開に取り扱いについて」による。)

8 審議会資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、別添のとおり